



銅鐘
国指定重文
弘安9年（1286）に鑄造されたもの



興隆寺宝篋印塔
国指定重文 源頼朝の供養塔といわれている
塔身正面に梵字（ア）が刻まれている

宝を持ち、文化、歴史、紅葉の寺として君臨している。この偉観の中から国ならびに県指定の文化財について述べる。

本堂（国指定重文）は、太山寺について県下第二の建築、文中四年（一二七五）の建立で和様、唐様の折衷式建築。軒が深く、和様の柱、檼、正面の中備（柱と柱の間の装飾）は和様の募股、柱上の組物は唐様出組、唐様棧唐戸、和様連子窓、柱上部の唐様木鼻、側面と背面の中備には、美しい花肘木に、斗を逆三角形に配した技法、これは特有なもので、興隆寺建築の美は、軒の深さ、側、背面の中備にあるといつてよい。

厨子（国指定重文）は、御本尊を安置している建物で、日本でも珍しい唐様建築のすべてを完備した名品、特に二枚の棧唐戸に四葉と丸鋸とが一つおきに打っており、上部に蓮唐草を施してあるのが珍しいという。三十三年毎にご開帳される秘仏である。

棟札二枚（国指定重文）。一つは文中四年（一二七五）の銘で県下では最大、最古のもので、「皇室が末永く栄え、仏の力によって何事も平

穩で、働く者、世を治める者の願いが成就するように。」とあり、本堂の建築年代を明記するもの、今一つは、寛文十年（一六七〇）の銘で、松山藩主松平隠岐守定長公が大修理した棟札で、県下で第二に古いものである。この棟札二枚によって、久しく疑問であった建築上のなぞが解けたのである。棟札と共に、文中三年（一二七四）二月の巻斗（国指定重文）一個がある。

本堂の右後方に建てられている宝



興隆寺本堂
国指定重文 文中四年（一二七五）建立
寄棟造・銅板葺 和様・唐様の折衷式建築



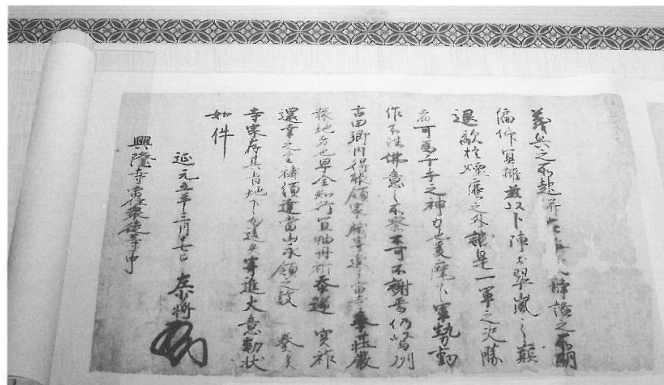
巻斗（ます）
国指定重文 文中3年（1374）
2月の銘がある斗拱の1つ

興隆寺は西山とも呼ばれ、歴史と伝統を誇る古刹である。その昔、皇極天皇（六四二）の頃、空鉢仙人が堂床に千手観音を安置し開創されたのが始まりで、養老年間（七一七、七二二）には行基が入山しており、延暦年間（七八二、八〇五）に報恩大師が入山、その時、火災が生じ本尊様が現本堂横の子持杉（影向杉）の枝で光を放っているのを大師は人通力で感得され、その枝を切り取り台座としたのが今に残る秘仏千手観音、この霊験が奇縁となり、桓武天皇の勅願寺として伽藍が建立され、ご朱印地をたまわったという、西山は東予随一の霊地として数多くの寺

古刹 西山興隆寺

田井野 道隆

特集
道前平野の歴史と文化



興隆寺文書 県指定 南北朝期が多い文書、一番有名な四条有資の御教書

饅印塔（国指定重文）は、源頼朝の供養塔といわれ、総高三〇五センチメートル、花崗岩製で整った姿を保ち、塔身がやや膨み、基礎正面の「格狭間」の中央に蓮弁が浮きほりされている等、特に珍しい。確かな伝承はないが、全体の形式・技法から南北朝時代といわれている。



銅像如来立像
右手は施無畏印、左手は与願印。火中
のため鍍金が面や腕に少々残る

祈念する民衆の心の結集がこの鐘で、銘文の九十五文字には「この鐘の音を聞き、いつまでも信仰心を忘れず、極楽往生ができますように。」と総高一二・一センチメートル、口径六八・二センチメートルの鋳銅製で、全体の調和がよく、鎌倉時代の粋を凝集して造られた見事な芸術

宝物館にある銅鐘（国指定重文）は、平成七年に館に移された。弘安九年（一二八六）に造られたもので、当時は蒙古の来襲などで人心不安、財政の窮乏、ひたすら神仏の加護を

品であるといわれている。

興隆寺文書（県指定）は、卷子本二巻と別巻一（源頼朝の寄進状）がある。卷子本二巻には十二通、そのうち第一巻の一通と別巻は指定外

心とする一帯をいう。

二十一万五千平方メートルの全境内に、約五〇〇種の植物が繁茂し、鳥類の保護林でもある。特に景観の秀れている所は、西山八景といわれ、蓮池、みゆるぎの溪流、不動の滝、紅葉参道（補修する）、扇面の景、三重の宝塔、勅使門、お冠山の展望であり、四季の趣きに富んでいる。

なお、道前の国指定重要文化財は、法安寺塔礎石（小松町）、木造仏通禅師坐像、与州新居系図保国寺庭園、王至森寺のきんもくせい（以上西条市）。

県指定文化財は、中細型銅剣、モウノウチク林、衝上断層（以上丹原町）、涅槃像及び両界曼荼羅、木像薬師如来立像、梵鐘、観念寺文書、土田之木のエノキ、カブトガニ繁殖地（以上東予市）、近藤篤山の旧邸、舟山古墳群、孔雀文甕、大日如来坐像、金銅蔵王権現御正体（以上小松町）、土居構跡、土居構跡植物群、七重石塔、天満神社のくす、観音堂のふじ（以上西条市）等がある。

また、道前（周桑）平野は中山川、

で、十一通が指定、平安後期から室町に及ぶ繪旨、院宣、禁制等、最も古いのは建長六年（一二五四）の六波羅探題北条長時から出された禁制、最も有名なのは延元五年（一三四〇）四条有資の御教書で、南朝の京都遷幸を祈願させたものである。十一通のうち八通が南北朝期で、この時代に南朝の祈願所として興隆寺が重視されていたことを示す貴重な資料である。

銅像如来立像（県指定）は像高二五・四センチメートル、金厚一・〇・四センチメートル、右手は掌を開いた施無畏印、左手は第四、五指を曲げた与願印、両足を揃えて立つ、像はろう型を用いて全身を一鑄している。第三の滝で火災に遭い、鍍金が顔や胸の一部に少々残る程度、又、膝のところまで像が前かがみに変形している。頭部は素髪のままで袈裟は通肩に着け、衣の端を左前膊にかける造りなどは、従来の如来像の表現とはちがった別の形式として注目されているそうである。

名勝（県指定）西山は、周桑平野の西方の山間部にあり、興隆寺を中

大明神川の扇状地で、東予市北東の河原津から、永納山、六軒屋、世田山麓、実報寺、天神、椎木、観念寺、新池、小池、高知、古田、徳能、久妙寺、兼久、宝ヶ口遺跡に至る山麓一帯と、中山川の南に形成されている河岸段丘上や山麓一帯は埋蔵文化財包蔵地である。近年、大久保遺跡（小松町）、久枝遺跡（東予市）の発掘調査や、東予市北部の表探調査等から古代、中世の様子がだんだんと解明されつつある。それに呼応して、それぞれの地域で、文化財講座や文化財ふるさとめぐり等が開催されて、文化財に対する認識、興味関心が高まりつつある。

たの・みちが 昭和四年六月十一日、丹原町生まれ。昭和十九年大津陸軍少年飛行兵学校入隊、昭和三十六年三月、玉川大学文学部教育学科卒業、愛媛県公立学校教員。現在、丹原町文化財保護審議委員、文化協会副会長、資料館運営委員長を務める。